

駐労規第8号

改正	平成14年11月29日駐労規第43号	平成23年3月28日駐労規第4号
	平成15年10月30日駐労規第13号	平成24年3月1日駐労規第3号
	平成16年3月31日駐労規第3号	平成26年9月24日駐労規第7号
	平成17年11月28日駐労規第7号	平成26年12月8日駐労規第8号
	平成18年3月31日駐労規第8号	平成27年3月30日駐労規第6号
	平成19年3月30日駐労規第3号	平成28年3月3日駐労規第1号
	平成19年11月30日駐労規第15号	平成28年12月5日駐労規第10号
	平成20年2月12日駐労規第1号	平成29年12月15日駐労規第11号
	平成20年3月31日駐労規第6号	平成30年12月12日駐労規第12号
	平成21年3月31日駐労規第9号	令和元年12月9日駐労規第1号
	平成21年6月1日駐労規第11号	令和2年12月1日駐労規第15号
	平成21年12月1日駐労規第14号	令和2年12月1日駐労規第16号
	平成22年3月26日駐労規第6号	
	平成22年12月1日駐労規第13号	
	平成23年2月10日駐労規第3号	

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第
52条第2項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者
労務管理機構役員報酬規則を次のように定める。

平成14年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の支払)

第2条 この規則に基づく報酬は、法律により特に認められた場合を除き、その全額を、現金で、直接役員に支払わなければならない。

2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）は、役員から書面で申出があった場合には、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(報酬の種類)

第3条 常勤の役員の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末手当とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手

当とする。

(俸給)

第4条 俸給の月額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 理事長 965,000円

(2) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事

理事長の定めるところにより634,800円又は

706,000円

(3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構監事

634,800円

2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員退職

手当規則（平成14年駐労規第9号。以下「退職手当

規則」という。）第6条第2項の規定に該当する役員

については、前項の規定にかかわらず、理事長が別に

定めることができる。

(俸給の支給)

第5条 俸給は、毎月1回、その月の18日に、その月

の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日に

当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当た

るときはその前日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその月の15日とする。

第6条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

2 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当）

第7条 地域手当の月額は、俸給の月額に100分の20を乗じて得た額とする。

2 役員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの役員の在勤する事務所が移転した場合（これらの役員が当該異動又は移転の日の前日に在勤

していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する事務所に係る地域手当の支給割合(前項に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合(前項に定める割合をいい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長の定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する事務所が前項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該役員には、前項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(前項に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつ

ては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。) 、俸給の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該役員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事務所を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合 (異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 地域手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げる役員に支給する。

(1) 通勤（役員が勤務のため、その者の住居と機構の主たる事務所との間を往復することをいう。以下第10条までにおいて同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。次号及び第3号において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる役員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他次に掲げる交通の用具（機構の所有に属するものを除く。以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例

とする役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる役員を除く。）

ア 原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具
イ 自転車及び舟艇（原動機付のものを除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である役員以外の役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関（以下この条において「新幹線鉄道等」という。）及び橋、トンネルその他

の施設以外の交通機関等をいう。以下この条において同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。この場合において、通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる役員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項において「運賃等相当額」という。）で次に掲げる交通機関等の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この条において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、

支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。

以下この条及び次条において「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（非常勤の役員にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

ウ 理事長の定める普通交通機関等 理事長の定める額

(2) 第1項第2号に掲げる役員 次に掲げる役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である役員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である役員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である役員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である役員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である役員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロ

メートル未満である役員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロ

メートル未満である役員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロ

メートル未満である役員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロ

メートル未満である役員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロ

メートル未満である役員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロ

メートル未満である役員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロ

メートル未満である役員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である役

員 31,600円

(3) 第1項第3号に掲げる役員 次に掲げる役員の区
分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 第1項第3号に掲げる役員（普通交通機関等を

利用しなければ通勤することが著しく困難である
役員以外の役員であって、その利用する普通交通
機関等が通常徒歩によることを例とする距離内に
おいてのみ利用しているものであるものを除
く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロ
メートル以上である役員及び自動車等の使用距離
が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使
用しなければ通勤することが著しく困難である役
員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相
当額及び前号に定める額の合計額が55,000
円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給
単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5
5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて
得た額)

イ 第1項第3号に掲げる役員のうち、1箇月当
たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を使
用するものとして通勤手当を支給される場合にあ
っては、その合計額。以下この号において「1箇

月当たりの運賃等相当額等」という。)が前号に定める額以上である役員(アに掲げる役員を除く。) 第1号に定める額

ウ 第1項第3号に掲げる役員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である役員(アに掲げる役員を除く。) 前号に定める額

4 機構の主たる事務所の移転(以下本条及び第11条において「事務所移転」という。)に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる役員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又

は第3号に掲げる役員で、事務所移転の直前の住居（事務所移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この条において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料

金等 2 分の 1 相当額」という。) が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

5 前項の規定は、次に掲げる役員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 役員交流 (退職手当規則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合をいう。以下この条及び第 1 条において同じ。) により引き続き役員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる役員で

、当該適用の直前の住居（役員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（役員交流により役員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限

る。)

(2) 配偶者（配偶者のない役員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった役員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員

6 この条及び第10条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第9条 新たに前条第1項の役員たる要件を具備するに

至った役員は、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当を受けている役員の住居、通勤経路、通勤方法又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。

2 理事長は、役員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者が前条第1項の役員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。

4 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている役員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、その者が前条第1項の役員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であ

るかどうかを随時確認するものとする。

第10条 通勤手当の支給は、役員が新たに第8条第1項の役員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、役員が同項の役員たる要件を欠くに至った日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている役員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の第5条に規定する俸給の支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに認定に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 4 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は、死亡した役員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 5 第8条第1項の役員が、出張その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。
- 6 通勤手当を支給される役員につき、離職その他理事長が定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮

して理事長が定める額を返納させるものとする。

- 7 第9条に規定する通勤届及び通勤手当認定簿の理事長が定める様式、その他通勤手当の認定及び支給に関し必要な事項については、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第11条 事務所移転に伴い、住居を移転し、次の各号のいずれかに掲げる事情（以下この条において「やむを得ない事情」という。）により、同居していた配偶者と別居することとなった役員で、当該異動又は事務所移転の直前の住居から当該異動又は事務所移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする役員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある役員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である役員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）と

する。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満
8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満
16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満
24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満
32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル
未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメー
トル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメー
トル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメー
トル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメー

トル未満 64,000円

(10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 役員交流に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった役員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする役員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される役員との権衡上必要があると認められるものとして職員給与規則の例に準じて理事長が定める役員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第12条 新たに前条第1項又は第3項の役員たる要件を具備するに至った役員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている役員の住居、同居者、配偶者等の住居

等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 理事長は、役員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が前条第1項又は第3項の役員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。
- 5 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている役員が前条第1項又は第3項の役員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、理事長は、必要と認めるときは、役員に対し配偶者

等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第13条 単身赴任手当の支給は、役員が新たに第11条第1項又は第3項の役員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、役員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている役員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし

書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 役員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該役員には単身赴任手当は支給しない。
- 4 この条に定めるもののほか、単身赴任手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までに届出に係る事実が確認できない等のためその日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 第12条に規定する単身赴任届及び単身赴任手当認定簿の理事長が定める様式その他単身赴任手当の認定及び支給に関し必要な事項については、職員に対する単身赴任手当の例に準ずるものとする。

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給

する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解任され、又は死亡した役員（次の各号に掲げるものを除く。）についても、同様とする。

(1) 役員が独立行政法人通則法第23条第2項の規定により解任された者（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）

(2) 任命権者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職をし、又は解任され、かつ、引き続き国家公務員となった者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 理事長は、役員の実績を考慮して、前項の規定による期末手当の額を増額し、又は減額することができる。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、解任され、又は死亡した役員にあっては、退職し、解任され、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

5 期末手当は、基準日に応じてそれぞれ次の表の支給日の欄に定める日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第13条第1項において「支給日」という。）に支給する。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

6 基準日前 6 か月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の第 2 項の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

7 基準日以前に引き続き国家公務員となるために退職した役員に対しては、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法第 23 条第 2 項の規定により解任された役員（同項第 1 号に該当して解任された者を除く。）

(2) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に

対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）を

され、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分

の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際

、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当)

第17条 非常勤役員手当の日額は、36,200円とする。

2 非常勤役員手当は、1の月の分をその翌月の第5条に定める俸給を支給する日に支給する。

(端数処理)

第18条 この規則により計算して得た報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実施規定)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成14年12月31日ま

での間における第5条の規定の適用については、同条中「前日とし、その日が休日に当たるときはその月の15日」とあるのは、「前日」とする。

附 則 [平成14年11月29日駐労規第43号]

(施行期日)

1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、

第1条の規定による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則（以下この項において

「改正後の報酬規則」という。）第11条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に

掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。

この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成14年12月1日(期末特別手当について改正後の報酬規則第11条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあっては、退職し、解任され、又は死亡した日)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び俸給の額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の報酬規則の規定による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経

過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する第2条の規定による改正後の報酬規則第11条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(実施規定)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成15年10月30日駐労規第13号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する

特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則第11条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在

職しなかった期間又は俸給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月の月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(実施規定)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年3月31日駐労規第3号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年11月28日駐労規第7号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則第11条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員

にあつては、当該月数から当該期間のある月の月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)

(実施規定)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成18年 3月31日駐労規第8号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(実施規定)

- 2 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年 3月30日駐労規第3号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 [平成19年11月30日駐労規第15号]

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第7条第1項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 [平成20年 2月12日駐労規第1号]

この規則は、平成20年2月12日から施行する。

附 則 [平成20年 3月31日駐労規第6号]

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年 3月31日駐労規第9号]

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年 6月 1日駐労規第11号]

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第14

条第2項の規則の適用については、第14条第2項中

「100分の160」とあるのは「100分の145」

とする。

附 則 [平成21年12月 1日駐労規第14号]

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の役員報酬規則第14条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、地域手当、単身赴任手当(役員報酬規則第11条第2項各号に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた月数を除く)を乗じて得た額を減じた額とする。

った期間、俸給を支給されなかった期間がある役員
にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事
長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日に役員であつた者に同月に支
給された期末手当の額に100分の0.24を乗じ
て得た額

(実施規定)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必
要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成22年12月 1日駐労規第13号]

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例
措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この
規則による改正後の役員報酬規則第14条第2項及び
第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定
される期末手当の額(以下この項において「基準額」
という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項に

において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にとっては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、地域手当、単身赴任手当(役員報酬規則第11条第2項各号に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある役員にとっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日に役員であった者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

(実施規定)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年 2月10日駐労規第3号]

この規則は、平成23年2月14日から施行する。

附 則 [平成23年 3月28日駐労規第4号]

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年 3月 1日駐労規第3号]

(施行期日)

1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日までの間における給与の減額支給措置)

2 この項の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、 100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の役員報酬規則第14条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの

間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となつた日)において役員が受けるべき俸給、地域手当、単身赴任手当(役員報酬規則第11条第2項各号に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日及び同年12月1日に役員であつた者にそれぞれの月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(実施規定)

5 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成26年 9月24日駐労規第7号]

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(非常勤役員手当等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続いて第17条の規定の適用を受ける役員に対する第3条第2項及び第17条の規定の適用については、当分の間、第3条第2項中「非常勤役員手当及び通勤手当」とあるのは、「非常勤役員手当」と、第17条第1項中「日額は、36,200円」とあるのは、「月額は、223,500円」と、同条第2項中「、1の月の分をその翌月の第5条に定める俸給を支給する日に」とあるのは、「、俸給の支給方法に準じて」とする。

附 則 [平成26年12月 8日駐労規第8号]

(施行期日)

1 この規則は、平成26年12月8日から施行する。

ただし、改正後の第4条、第8条及び附則第2項の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第14条第2項の規定は平成26年11月21日から適用する。

附 則 [平成 27 年 3 月 30 日駐労規第 6 号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給の額の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(非常勤役員手当の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の非常勤役員手当の適用を受ける役員で、その者の受ける非常勤役員手当の額が同日において受けていた非常勤役員手当の額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、非常勤役員手当のほか、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬)

規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬

規則の一部を改正する規則（平成26年駐労規第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、36,200円」を「、35,500円」に、「、223,700円」を「、219,000円」に改める。

附 則 [平成28年3月3日駐労規第1号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項、第7条第1項、第17条第1項及び附則第6項の規定は平成27年4月1日から、改正後の第14条第2項の規定は平成27年12月1日から、改正後の第11条第2項の規定は平成28年4月1日からの適用とする。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第7条第1項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

(非常勤役員手当に関する特例)

- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第17条第1項の規定の適用については、同項中「36,100円」とあるのは「35,700円」とする。

(平成27年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 4 平成27年12月に支給する期末手当に関する改正後の第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

(報酬の内払)

- 5 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改定後の規定による報酬の内払とみなす。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬)

規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 6 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則の一部を改正する規則（平成26年駐労規第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「35,500円」を「36,100円」に、「219,000円」を「219,400円」に改める。

附 則 [平成28年12月5日駐労規第10号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月5日から施行する。

ただし、改正後の第4条第1項、第17条第1項及び附則第6項の規定は平成28年4月1日から、改正後の第14条第2項の規定は平成28年12月1日からの適用とする。

(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成28年12月に支給する期末手当に関する改正後の第14条第2項の規定の適用については、同項中

「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

(報酬の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改定後の規定による報酬の内払とみなす。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則の一部を改正する規則（平成26年駐労規第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「36,100円」を「36,200円」に、「219,400円」を「219,500円」に改める。

附 則 [平成29年12月15日駐労規第11号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年12月15日から施行する。
ただし、改正後の第4条第1項及び附則第4項の規定

は平成29年4月1日から、改正後の第14条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 平成29年12月に支給する期末手当に関する改正後の第14条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

(報酬の内払)

- 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員報酬規則の一部を改正する規則(平成26年駐労規第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「219,500」を「219,600」とする。

0円」に改める。

附 則 [平成30年12月12日駐労規第12号]

(施行期日等)

1 この規則は、平成30年12月12日から施行する。

ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第4条の規定は平成3

0年4月1日から、改正後の第14条の規定は平成3

0年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に

基づいて支給された報酬は、改定後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 [令和元年12月9日駐労規第1号]

(施行期日等)

1 この規則は、令和元年12月9日から施行する。た

だし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第14条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附 則 [令和2年12月1日駐労規第15号]

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 [令和2年12月1日駐労規第16号]

この規則は、令和3年4月1日から施行する。